

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 8 月 20 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500295号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500083号

第1 結論

請求者のA社における平成15年8月25日の標準賞与額を8万8,000円、平成16年8月25日の標準賞与額を3万4,000円とすることが必要である。

平成15年8月25日及び平成16年8月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月25日及び平成16年8月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年8月25日

年金事務所からの通知により、A社において請求期間①及び②に支給された賞与の記録がないことがわかったので、調査のうえ、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の代表清算人から提出された資料により、請求者は、請求期間②において、3万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、当該資料により、A社が請求期間①及び②に係る請求者の賞与から控除した社会保険料の合計額が確認できる。

さらに、当該資料により確認できる社会保険料の合計額から推定できる賞与額は、請求者が陳述する賞与額とおおむね合致する。

これらを総合的に判断すると、請求期間①において、8万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成15年8月25日及び平成16年8月25日における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500321号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500084号

第1 結論

訂正請求記録の対象者に係るA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和23年1月5日、喪失年月日を昭和25年6月20日に訂正し、昭和23年1月から昭和25年5月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号。以下「昭和44年改正法」という。)附則第3条の規定により、1万円とすることが必要である。

昭和23年1月5日から昭和25年6月20日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正9年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和23年1月5日から昭和25年6月20日まで

私は、母から生前「A社B工場に勤務していた。」と聞いていたが、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録がない。母が保管していた厚生年金保険被保険者証及び身分証明書(会社名はA社)を提出するので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者(以下「対象者」という。)が保管していた厚生年金保険被保険者証、身分証明書及び同僚の陳述により、対象者は昭和23年1月5日から昭和25年6月20日までA社B工場に勤務していたことが認められる。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録により、対象者と名前が一文字違うほか、生年月日及び性別が相違し基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(資格取得年月日は昭和23年1月5日、資格喪失年月日は昭和25年6月20日)が確認でき、当該未統合記録は、前述の厚生年金保険被保険者証により確認できる記号番号、被保険者氏名、生年月日及び資格取得年月日と一致する。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録は対象者の記録であり、事業主は、対象者が昭和23年1月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和25年6月20日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められる。

また、昭和 23 年 1 月から昭和 25 年 5 月までの標準報酬月額については、昭和 44 年改正法附則第 3 条の規定により、1 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500313号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500085号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成11年10月1日から平成14年10月1日までの期間及び平成17年9月1日から平成20年9月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、平成11年10月から平成12年9月までの期間は28万円から30万円、平成12年10月から平成13年9月までの期間は26万円から28万円、平成13年10月から平成14年9月までの期間は26万円から30万円、平成17年9月から平成18年8月までの期間は22万円から26万円、平成18年9月から平成20年8月までの期間は24万円から28万円とする。

平成11年10月から平成14年9月までの期間及び平成17年9月から平成20年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成11年10月から平成14年9月までの期間及び平成17年9月から平成20年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年11月1日から平成20年9月1日まで

A社から発行された請求期間に係る給与支給明細書によると、給与額に見合う厚生年金保険料よりも高額な厚生年金保険料が控除されている期間があるようなので、請求期間について標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成11年10月1日から平成14年10月1日までの期間及び平成17年9月1日から平成20年9月1日までの期間については、請求者が所持するA社の給与支給明細書により、請求者が、当該期間において厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う又は高い厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち、平成11年10月1日から平成14年10月1日までの期間及び平成17年9月1日から平成20年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、

上記給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成11年10月から平成12年9月までの期間については30万円、平成12年10月から平成13年9月までの期間については28万円、平成13年10月から平成14年9月までの期間については30万円、平成17年9月から平成18年8月までの期間については26万円、平成18年9月から平成20年8月までの期間については28万円とすることが必要である。

一方、請求期間のうち、平成8年11月1日から平成11年10月1日までの期間及び平成14年10月1日から平成17年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成11年10月から平成14年9月までの期間及び平成17年9月から平成20年8月までの期間について、請求者に係る請求どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届又は厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と陳述しているが、請求者の給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と厚生年金保険の記録が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。